

4月1日から対象年齢を拡大—— 三好町乳幼児医療制度が変わります

病気にかかりやすい小さなお子さんの医療費を助成するための「乳幼児医療制度」。三好町では昨年10月に、対象年齢を5歳未満児まで拡大しました。そして、さらに乳幼児が医療にかりやすい環境をつくり、保護者の経済的負担を減らすため、4月から対象年齢を未就学児まで拡大します。また今回の改正にあたり、対象となる児の保護者の所得制限もなくなります。



▼対象となる乳幼児

町内に住所のある、生まれてから就学前（満6歳になった日を含む年度末）まで。ただし満4歳になる月の翌月1日から満6歳になる日を含む年度末までの対象者については、障害者医療（精神障害を除く）・母子家庭等医療の受給資格が優先。保護者の所得制限なし。

▼対象となる医療費

入院、通院における医療保険適用後の自

■対象となる乳幼児の受給者証の申請手続き

対象となる乳幼児	申請	交付
平成15年3月31日において、乳幼児医療制度を受けている人	申請不要	新しい受給者証を役場から郵送
今回の改正によって対象となる人	申請書を役場から郵送済み。申請書と健康保険証の写しを保険年金課へ返送、または直接	申請書の内容を確認後に受給者証を郵送

※手続きに必要な健康保険証は、被扶養者の欄に対象となる乳幼児の氏名が記入されていないと申請できませんので、ご注意ください。

▼問い合わせ先 保険年金課医療係
☎(32) 8011
FAX(34) 3388

自己負担

▼手続きの方法

右表のとおり（対象者全員に通知済み。ただし障害者医療（精神障害を除く）・母子家庭等医療を受給している人には通知なし）※今回の改正により、対象者全員の乳幼児医療受給者証の受給者番号を変更する必要があるため、4月から古い受給者証は使えなくなります。4月以降は新しい受給者証を医療機関の窓口で掲示してください。また古い受給者証は役場保険年金課、またはサンネットへ返却してください。

編集後記

▼桜の花がほころび始め、日差しもだいぶ暖かくなってきました。わたしが広報担当になって2度目の春到来です。「広報」の仕事は、皆さんに町のさまざまな出来事をお伝えすること。そのためには、まず自分が町内でどんな出来事があるのか知らなければなりません。昨年はケーブルテレビとFMラジオの担当になったこともあり、とにかく新しい情報を集めるのに四苦八苦。広報の取材と情報収集に走り回り、気付けば1年が過ぎていました。今後も、皆さんに少しでも新しい情報をお伝えできるように、走り回ろうと思います。(山)

▼広報係に配属され、はや1年。写真撮影や原稿作成など、苦勞の連続でしたが、何とか広報マンらしくなってきたと思います。さて4月といえば人事異動。今回、先輩の(康)さんが広報係から異動することになりました。今までの貴重なアドバイスを無駄にすることなく生かしていきたいと思えます。また広報づくりに欠かせないものといえば、取材先での皆さんの協力です。いろいろな分野で活躍する人たちとの出会いは、勉強になることばかり。今後も皆さんの出会いを大切に、よりよい広報づくりをしていきます。(野)